

提案する諸条例等の制定要旨

承認第2号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を  
求めることについて

この専決処分の承認は、「地方税法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行する必要がある事項のみ所要の改正を行ったものです。

主な内容は、市民税について、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年延長することに伴う措置、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例を3年延長することに伴う措置、固定資産税について、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額を3分の1減額することに伴う措置、平成30年7月豪雨で被災した被災住宅用地に係る課税標準の特例を2年間延長することに伴う措置、令和2年7月豪雨で被災した被災住宅用地に係る課税標準の特例を2年間延長することに伴う措置、軽自動車税について、環境性能割の臨時的軽減が終了したことに伴う措置、種別割のグリーン化特例の適用期限を3年延長したことに伴う措置等です。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。